

児童生徒の安全に関する対策

1 現状の取り組み

通学路における防犯対策

- (1) 防犯ベルの携帯
- (2) 安全マップの作成とそれに基づいた指導の実施
- (3) 防犯パトロールの実施

青少年育成委員会主催（毎月）・P T A主催・サポートセンター主催（2ヶ月に1回）

交通安全対策に関する事項

- (1) 共通事項 セーフティウォッチャーによる登下校時の安全確保
安全マップの作成とそれに基づいた指導の実施
- (2) 「大通り」を渡って通学する学校の安全対策

例 中央区・A小学校（踏切横断・片側3車線の国道357号線の横断）

- ・踏切横断・・・教員とセーフティウォッチャーにより見守る。
- ・国道横断・・・歩道橋を利用 および セーフティウォッチャーによる見守り。

例 中央区・B小学校（片側3車線の国道357号線の横断）

- ・歩行者専用橋「さざなみ橋」を利用させる。
- ・P T A「見守り隊」を組織し、セーフティウォッチャーとともに、登下校時の安全確保を行う。

例 美浜区・C小学校（運河を挟んだ片側2車線道路の横断）

- ・下校時に、青色防犯パトロールカーに巡回してもらっている。
（地域の防犯担当とP T A登録者同乗）
- ・全家庭にセーフティウォッチャーに登録してもらい、登下校時に交通安全指導と見守り活動を行っている。

2 統合校での取り組み

- (1) スクールガードアドバイザー（統合校安全指導員）配置
 - ・2校統合の場合は1人（3校統合の場合は2人）
 - ・1日4時間年間180日、概ね1年間
 - ・各小学校の通学路の巡回や、学校セーフティウォッチャーへの指導助言
- (2) 地元代表協議会・統合準備会における「通学路の安全確保」の要望を踏まえて、「信号機の設置の要望」や「樹木伐採」を実施している。